

若年性認知症の方が利用できる 各種制度について

分野	内 容		主なサービス	問い合わせ先
介護	介護保険制度	サービスの利用は、原則 65 歳以上の方となりますが、初老期における認知症等と診断され、介護が必要になった場合は、40 歳から利用できます。	【訪問】訪問介護、訪問看護 【通所】デイサービス、デイケア 【入所】グループホーム、特別養護老人ホーム 【その他】ショートステイ ※サービスを受けるには、要介護認定を受ける必要があります。 ※原則 1 割の自己負担金が生じます。	お住まいの市町村 介護保険担当課
	精神障害者保健福祉手帳	精神障害を持つ人が一定の障害のあることを証明するもので、等級（1 級～3 級）に応じた各種サービスを受けることができます。	所得税や住民税、相続税、自動車税・自動車取得税などの税の控除を受けられるほか、携帯電話の基本使用料の割引などのサービスが受けられます。	お住まいの市町村 障害福祉担当課
福祉	障害者総合支援法に基づくサービス	市町村の支給決定に基づき、様々な障害福祉サービスを受けることができます。40 歳未満の方や、介護保険サービスに該当するものがないサービスを利用することができます。	【介護給付】 ・訪問介護、ショートステイ、行動援護、生活介護、施設入所支援、グループホーム 【訓練等給付】 ・自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	
	特別障害者手当	精神又は身体に著しく重度の障害がある在宅の 20 歳以上の方が対象です。日常生活に常時特別の介護が必要な方に支給されます。		お住まいの市町村 障害福祉担当課
医療費	自立支援医療（精神通院医療）	精神障害のため、継続的な通院が必要な場合に、支払う医療費の一部について、負担が軽減されます。 ※入院医療費は対象外となります。		お住まいの市町村 障害福祉担当課
年金	障害基礎年金	国民年金加入後の納付要件を満たしている方、又は 20 歳になる前から障害のある方で、障害認定日において、国民年金法で定める障害等級表（1 級、2 級）に該当する場合に受けられます。		【年金相談窓口】 お住まいの市町村 障害福祉担当課
	障害厚生年金	厚生年金に加入している間に、初めて医師の診療を受けた病気や怪我が原因で障害基礎年金の 1 級又は 2 級に該当する障害の状態になった時に、障害基礎年金に上乗せして支給されます。障害の状態が 3 級の場合、障害基礎年金は支給されませんが、3 級の障害厚生年金が支給されます。 ※障害基礎年金の支給要件を満たす必要があります。		【年金申請窓口】 お住まいの市町村 年金担当課 ※初診日に加入していた年金の種類によっては、年金事務所が窓口になる場合もあります。
日常生活支援	成年後見制度	認知症等により判断能力が十分でない方を法的に保護し支える制度で、財産管理や身上監護などの支援を、家庭裁判所が選任した後見人が行います。	◆財産管理 ◆身上監護（医療、住居、福祉サービス等の契約を代行） ※制度の利用には、費用がかかります。	お住まいの市町村地域 包括支援センター、 家庭裁判所
	日常生活自立支援事業	認知症等により、判断能力が十分でない方が、日常的な金銭の管理や福祉サービスを利用するための支援などを受けられます。	◆日常的な金銭管理 ◆福祉サービスの利用支援 ◆書類預かり（通帳、印鑑、権利証書等の保管） ※サービスの利用には費用がかかります。	お住まいの市町村 社会福祉協議会
	傷病手当金	職場の人事部など、協会けんぽ		
	雇用保険	ハローワーク		
	健康保険	職場の総務部など、市町村の保険担当窓口		
	生命保険、住宅ローン	生命保険会社、金融機関の担当課		

【お問い合わせ先】

茨城県保健福祉部長寿福祉課 地域ケア推進グループ
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6
TEL 029-301-3332 FAX 029-301-3349